



『トーマツ チャイナ ニュース』

連載

～中国企業会計準則シリーズ～ 第29回 元受保険契約

中国室

1. はじめに

今回は、「企業会計準則第25号－元受保険契約」（以下、「25号準則」）を解説します。

25号準則は、総則、元受保険契約の確定、元受保険契約収入、元受保険契約準備金、元受保険契約原価、表示の6章から構成されています。25号準則は、保険者（保険会社）が発行する元受保険契約に適用され、事業会社が加入する各種保険契約に関しては適用されません。

2. 国際財務報告基準（IFRS）との比較

25号準則が定める元受保険契約の取扱いは、基本的には国際財務報告基準（IFRS）とほぼ同様の内容となっています。

3. 元受保険契約の用語の定義

25号準則では、元受保険契約関連の用語について以下の定義が示されています。

保険契約	保険者が保険契約者と保険に関する権利義務関係を約定し、かつ被保険者の保険リスクを引き受ける合意
元受保険契約	保険者が保険契約者から保険料を徴収し、約定していた発生しうる事故が発生したことにより生じた財産の損失に対し、保険金の給付責任を負う、又は被保険者の死亡、傷害、疾病や約定した年齢、期限に達した時に保険金の給付責任を負う保険契約
保険事故	保険契約で約定された保険責任の範囲内の事故
元受保険契約の払込猶予期間	保険契約者が前回の保険料支払期日から保険料を未納であっても、保険者が引き続き保険金の給付責任を負う期間
未経過保険料	保険者が未だ満了していない非生命保険の保険責任のために積み立てる準備金
支払備金	保険者が非生命保険に係る保険事故が既に発生しているものの未だ解決していない保障案件のために積み立てる準備金
生命保険責任準備金	保険者が未だ満了していない生命保険の保険責任のために積み立てる準備金
長期健康保険責任準備金	保険者が未だ満了していない長期健康保険の保険責任のために積み立てる準備金
元受保険契約原価	元受保険契約により発生する、所有者持分を減少させ、所有者への利益分配と関連しない経済的便益の総流出

4. 元受保険契約の確定

保険契約は大別して、元受保険契約と再保険契約の2つに分類されます。今回は元受保険契約に関するのみ解説し、再保険契約は次回解説します。

保険者が保険契約者との間で締結した契約が元受保険契約に該当するかは、その契約条項において保険者が保険リスク、すなわち保険事故の発生により保険者が給付責任を負うリスクを引き受けているか否かにより判断し、当該リスクを引き受けている場合は元受保険契約となります。

また、元受保険契約は、当該契約の払込猶予期間内に保険金の給付を負うか否かにより分類され、負う場合には元受生命保険契約に、負わない場合は元受非生命保険契約として確定しなければなりません。

5. 元受保険契約収入

25号準則第7条では、以下の3条件を同時に満たす場合にのみ、保険料収入を認識できると規定しています。

- 元受保険契約が成立し、かつ対応する保険責任を負う。
- 元受保険契約に関連する経済的便益が流入する可能性が高い。
- 元受保険契約に関連する収益を信頼性をもって測定できる。

保険料収入の金額を計算、確定する方法は、元受保険契約が元受非生命保険契約か元受生命保険契約に該当するかにより、25号準則第8条において以下のとおり規定されています。

(1) 元受非生命保険契約

元受保険契約で約定した保険料総額に基づき確定します。

(2) 元受生命保険契約

保険料を分割徴収する場合には、当期に徴収すべき保険料に基づき確定します。一方、一括徴収する場合には、一括徴収すべき保険料に基づき確定します。

なお、元受保険契約が保険期間満了前に解約される場合には、保険者は保険契約者に返還すべき金額を返戻金として当期の損益に計上します。

6. 元受保険契約準備金

元受保険契約準備金には、未経過保険料、支払備金、生命保険責任準備金及び長期健康保険責任準備

金が含まれます。これらの項目はいずれも、保険数理計算に基づきその金額を確定し、その残高は負債として認識します。

また、上記のうち、未経過保険料以外の項目に対しては、保険者は少なくとも毎年度終了時に十分性テストを実施する必要があります。十分性テストでは、各準備金に対して保険数理計算に基づく再計算を実施します。その結果、算定された準備金の金額が、すでに計上されている準備金残高を超過した場合には、当該差額を追加計上しなければなりません。反対に、再計算後の準備金残高が、すでに計上されている準備金残高を下回った場合には、調整は行いません。

なお、元受保険契約が保険期間満了前に解約される場合には、保険者は、関連する元受保険契約準備金の残高を全額取り崩し、当期の損益に計上します。

7. 元受保険契約原価

元受保険原価は、発生した手数料又はコミッション支出、給付費用、及び元受保険契約準備金の繰入額等から構成されます。給付費用には、保険者が支払った保険金、給付金及び損害調査の過程で発生した弁護士費用、訴訟費用、損害調査費用等が含まれます。これらはいずれも、実際に発生した期間の当期の損益として計上されます。

なお、元受保険契約準備金については、給付金の支払いの場合には、その支払いが確定した期間に、損害調査を実施した場合には、その損害調査費用が実際に発生した期間に、対応する準備金を取り崩します。

元受保険契約原価の特有な論点としては、①保険者が保険金の賠償責任を負うことにより取得した付保資産、②保険者が保険金の給付責任を負うことにより受け取る代位求償金の取扱い、の2点があります。これらは、いずれも25号準則に定める一定の要件を満たす場合には資産として認識されます。認識した資産の貸方相手勘定は給付費用であり、結果として給付費用と相殺されます。

8. 表示

25号準則第22条から第24条では、貸借対照表及び損益計算書に単独で表示すべき項目、並びに注記における開示に対する要求事項を以下の通り規定しています。

(1) 貸借対照表上、単独で表示すべき項目

- ① 未経過保険料
- ② 支払備金
- ③ 生命保険責任準備金

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ④ 長期健康保険責任準備金 <p>(2) 損益計算書上、単独で表示すべき項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険料収入 ② 返戻金 ③ 未経過保険料繰入額 ④ 経過保険料 ⑤ 手数料支出 ⑥ 給付費用 ⑦ 支払備金繰入額 ⑧ 生命保険責任準備金繰入額 | <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 長期健康保険責任準備金繰入額 <p>(3) 注記として開示すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 代位求償金に関する状況 ② 付保資産残存価値に関する状況 ③ 各準備金の増減変動状況 ④ 各準備金の積立及び準備金の十分性テストにおける主要な数理計算上の仮定及び方法 |
|---|---|
- 以上

「トーマツ メールマガジン／トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は
<http://www.tohmatsu.com/jp/mm/>よりお申し込みください。

『トーマツ チャイナ ニュース』のお問合せ先：

有限責任監査法人トーマツ 中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル

TEL：03-6213-1075 FAX：03-6213-1045

e-mail：chinanews@tohmatsu.co.jp

※禁無断転載

トーマツ メールマガジンのご案内

トーマツグループでは、専門性と総合力を活かしたナレッジやニュースをWebサイトに掲載するとともに、その更新情報を中心に「トーマツ メールマガジン」として無料で配信しています。www.tohmatsu.com/mmにアクセスし、トーマツ メールマガジンにご登録くださいますようお願い申し上げます。

トーマツ総合メールマガジン

監査・ファイナンシャル アドバイザリー・コンサルティング・税務の4つの分野のサービスに関連する内容を中心に、それぞれの分野の最新情報やセミナー情報などを配信しています。(毎月発行)

トーマツIFRSメールマガジン

IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準)の最新動向、解説記事を定期的に配信しています。また、特に重要なIFRS関連情報が発表されたときには、即時に、当該情報やその解説記事を配信しています。(概ね毎週発行)

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーメールマガジン

M&Aの実務の観点より、新聞や経済誌等とは異なる視点で、財務・会計・経営戦略・業界動向などの話題を中心に、タイムリーかつ実務に即して充実した情報を提供しています。M&Aに関する身近な情報ソースとしてご活用ください。(毎月発行)

コンシューマービジネスメールマガジン

日用消費財、小売などのコンシューマービジネス業界におけるトピックスを配信します。ASEANをはじめとする新興国における市場動向レポート、企業動向ニュースサマリー、業界特有の会計情報などを提供します。(毎月発行)

トーマツ チャイナニュース

中国ビジネスを展開している日本企業および在中国の日系企業向けのニュースレターです。会計税務の専門的な立場より中国の会計税務投資情報についてタイムリーにわかりやすい解説を配信しています。(毎月発行)

■お問合せ先 トーマツ メールマガジン事務局 info_magazine_jp@tohmatsu.co.jp